

財団法人大垣市文化事業団・行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年10月1日 ~ 平成24年9月30日 まで 2年間

2. 内容

目標1 育児休業等の取得状況を次の水準以上にする。

女性： 育児休業取得率70%以上。

男性： 子の看護休暇（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）又は、小学校就学の始期に達するまでの子について短時間勤務制度を利用した職員が1人以上。

< 対策 >

- ・平成23年4月～ 育児休業等について全職員を対象とする講習会の実施
- ・平成23年9月～ 育児休業等について労働組合と連携して勉強会の実施

目標2 小学生未満の子を持つ職員が利用できる短時間勤務制度を導入する。

< 対策 >

- ・平成22年10月～ 職員の具体的なニーズの調査、制度の詳細に関する検討開始
- ・平成23年1月～ 育児休業等に関する財団規程の見直しと検討の開始
- ・平成23年3月～ 短時間勤務制度に対応した財団規程の改正と職員への周知

目標3 職員の所定外労働時間を削減する為、ノー残業デーを導入する。

< 対策 >

- ・平成22年10月～ 所定外労働時間の実態把握と現状分析の開始
- ・平成23年4月～ ノー残業デーの試験的導入
- ・平成24年4月～ 時間外が減らない場合、管理職による時間外削減の徹底した指導

目標4 就業継続や出産・育児・健康確保等について相談できる窓口を設置する。

< 対策 >

- ・平成23年4月～ 育児と健康に関連する資料・書籍などの収集と職員への閲覧を開始
- ・平成24年4月～ 相談窓口の設置